

ID: 3056

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	是正命令(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第19条の規定による。 (是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日